

宮古島市中期財政計画

(平成 29 年度改訂版)

平成 30 年 3 月

総務部 財政課

1 中期財政計画改定の目的

宮古島市中期財政計画（平成 29 年度改訂版）は、平成 26 年度における中期財政計策定後の状況の変化を反映するために財政見通しの修正、また、実績に伴い計画期間内における事業費等の増減による財政指標の再試算を行うものです。

財政健全化指標については、普通建設事業費の増に伴う市債発行額の増加が見込まれることによる実質公債費負担比率、将来負担比率などに影響を及ぼすことから、財政の健全化を維持していく為、決算終了後における見直しをすることとしています。

2 平成 28 年度（計画年度 2 年目）の決算状況

平成 28 年度の決算状況は、次のとおりとなっております。

（1）歳入歳出決算収支（普通会計）

歳入総額は、41,554,684 千円、歳出決算額は、39,151,117 千円となり、形式収支が 2,403,567 千円となっております。

形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の一般財源）を控除した実質収支は、2,074,389 千円となっております。

（2）基金への積み立て

基金への積み立ては、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 7 条に定めによって、平成 27 年度決算剰余金の 2 分の 1 以上となる 911,838 千円を財政調整基金への積み立てをしております。また、公共施設等の整備に対応する財政基盤強化を図るため、庁舎等建設基金へ 420,000 千円の積立もしております。

（3）基金残高

主な基金の残高は、財政調整基金が 8,116,563 千円、減債基金が 921,067 千円、庁舎等建設基金が 2,223,903 千円、合併振興基金が 1,677,072 千円となっております。

（4）市債残高

市債残高は、合併特例債の発行等により前年度よりも 506,047 千円増加し、36,710,847 千円となっております。

（5）財政健全化判断比率

- ・実質赤字比率 赤字となっております。
- ・連結実質赤字比率 赤字となっております。
- ・実質公債費比率 7.3%（25%で財政健全化団体）※H27 は 7.4%
- ・将来負担比率 10.7%（350%で財政健全化団体）※H27 は 17.8%

(6) 歳入歳出費目別の状況

→ 表 1 (歳入歳出費目別の状況)

(7) 総評

平成 28 年度決算における実収支額は、2,074,389 千円となり、また、市の財政健全化を判断する健全化判断比率においても、実質公債費比率が 7.3%、将来負担比率が 10.7%と健全な状況となっております。

しかしながら、リーディングプロジェクトによる合併特例債の発行額の影響により、実質公債費比率は平成 35 年度に 14.7%、将来負担比率は平成 32 年度に 101.5%になると試算されています。

今後も市債発行による公共事業は増加すると見込まれることから、財政健全化指標の動向に注視しながら、健全な財政運営を図っていく必要があります。

3 財政の健全性の確保

平成 28 年度決算においては、財政指標、決算剰余金の状況などにおいては、計画を上回る状況となり、健全な状況にあると考えられます。平成 28 年度以降は、計画期間中の公共事業の増加が見込まれ、それに伴う市債残高の増加、公債費の支出や、扶助費など社会保障関連経費の増加が見込まれる中、財源の確保、財政の健全性を維持していくことが重要であります。

財源の確保は、普通交付税が平成 28 年度から合併算定替えによる加算額が段階的に縮減されていく中で厳しい状況にあると思われることから、各種目的基金を計画的に積立て、公共事業に対応できる財源を確保し、市債発行と併せて、計画的な取り崩しを行い、確実な財源の確保、将来負担の軽減を図って参ります。

また、毎年度の決算剰余金については、地方財政法第 7 条の規定により、2 分の 1 を下回らない額を積立て、事業債の借入による市債残高の増加に対応し、将来負担比率を抑制することを目的として、積み立てております。

以下の資料を巻末に掲載

- 表 2. 基金残高 (平成 27 年度～平成 32 年度)
- 表 3. 財政健全化判断指標 (平成 27 年度～平成 32 年度)
- 表 4. 市債残高 (平成 27 年度～平成 32 年度)

4 中期財政見通し（平成 29 年度～平成 32 年度）

中期財政見通しについては、計画 2 年目となる平成 28 年度決算が確定したことにより、3 年度目以降（平成 29 年度～平成 32 年度）までの推計を見直しています。

事業実施年度の変更があったことや、事業費の見直しなどにより、財政計画に影響があることから、現時点における諸事情を考慮し、中期財政の見通しを立て、財政健全化を図ります。

（1）基本的な考え方

①歳入

歳入については、改定前の中期財政計画をベースとしながらも、平成 28 年度決算における諸事情等を考慮しながら、伸び率を勘案して推計しております。

自主財源である市税については、平成 28 年度決算で前年度より約 160,000 千円（3.3%）の増となり、平成 29 年度決算見込みにおいても課税客体の増加による増額が見込まれております。平成 30 年度においては、当初予算措置額とし、平成 31 年度以降については、平成 30 年度と同額としております。

施設の使用料等については、利用者数の増加が見込まれないことから、平成 29 年度決算見込み額程度で推移させております。

国庫支出金については、今後の普通建設事業と、社会保障経費の伸びを見込んで推計しています。

県支出金については、農林水産業に係る普通建設事業については、平成 28 年度決算と同水準で推移すると試算しています。

市債については、改定前の中期財政計画における予定事業に対する市債の借入をベースとしていますが、事業の先送りや、事業実施によって変動した事業費などを考慮して推計しております。

②歳出

歳出については、改定前の中期財政計画をベースとしながら、平成 28 年度決算において、大きな伸びがあった区分について、平成 29 年度以降の伸び率を再検証して推計しています。

人件費については、平成 28 年度から定年退職者の再任用による職員給による増が見込まれ、改訂前よりも増加して推計しております。

扶助費については、平成 29 年度実績見込み額をベースとして、以降は対前年度比 2%増で推計しております

公債費については、今後の事業実施に伴う起債発行予定額にて試算しております。

普通建設事業費は、総合庁舎整備事業等の合併特例債を活用した事業の実施により、平成 32 年度までは伸びていくと推計しています。

物件費は、平成 32 年度までに平成 25 年度比での 10%の削減を目標としていましたが、補助事業による物件費の増が見込まれることから、平成 30 年度は当初予算額、平成 31 年度は平成 29 年度決算の 90%、平成 32 年度は平成 31 年度見込みの 90%で推計しています。

(2) 今後の主な事業の実施について

平成 32 年度までは、合併特例債を活用した施設整備が行われていきますが、リーディングプロジェクト事業における合併特例債の発行限度額が本市においては約 216 億円であり、平成 28 年度までの発行額は約 84 億円となっております。

平成 28 年度以降で約 132 億円の合併特例債の発行が可能ですが、今後予定されているリーディングプロジェクトで発行限度額に達する見込みです。

限られた財源を活用していく上では、合併特例債を活用しての事業実施の見直しや、新たな財源調達的手段として、庁舎等建設基金への積み増しを行って対応するとともに、参考に示す総事業費の範囲内で事業実施することが望ましく、また、市債発行による将来負担の軽減を図り、健全な財政を維持していくことが必要となります。

今後は、平成 28 年度中に策定された宮古島市公共施設等総合管理計画における公共施設管理の基本原則、基本方針をもって、公共建築物の老朽化に対し、個別施設の管理計画を作成し、施設の集約化、統廃合を確実に進めるとともに、施設の適正管理に努め、事業費の抑制に努めます。

→ 表 5 (リーディングプロジェクトの総事業費)

※ 総事業費については、事業実施に際して調達できる財源と財政健全化を維持出来る範囲の事業費となっております。

未来創造センター、ごみ処理施設整備事業は、平成 28 年度以降の事業費となっております。

総合保健福祉センター、総合体育館の整備については、合併特例債を活用しようとした場合に、合併特例債の発行限度額に達することが見込まれることから、合併特例期間の最終年度となる平成 32 年度までの整備は財源的に厳しい。そのため、計画期間中での事業実施や合併特例債による整備は計画上見込んでおりません。

また、今後整備に向けては、庁舎等建設基金の積み増しなどを計画的に行い、財源確保を図った上での整備が望ましい。

→ 表 6 (財政見通し 平成 30 年度～平成 31 年度)